

■耐震改修に係る固定資産税の減額措置について■

○要件

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に工事費 30 万円以上（自己負担）の現行建築基準法の耐震基準に適合する耐震改修が行われたもの。

※平成 25 年 4 月 1 日以降に工事が完了したものは、自己負担額が 50 万円以上。

○減額期間

ア. 平成 18 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日までに改修した場合…翌年度から 3 年間

イ. 平成 22 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日までに改修した場合…翌年度から 2 年間

ウ. 平成 25 年 1 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までに改修した場合…翌年度から 1 年間

○減額される額

改修家屋に係る固定資産税 1/2 相当額（120 m²上限）

○手続き

※原則として、改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告が必要になります。

イ. 住宅耐震改修に係る固定資産税の減額申告書

ロ. 工事内容がわかる書類（工事明細書・改修箇所の図面・改修前後の写真等）

ハ. 工事費用がわかる書類（契約書・領収書・工事費明細書等）

ニ. 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（建築士が発行するもの）